

## 社会教育における障害者（児）問題

### — 長野県の社会教育活動を中心に —

宮 入 博 之

#### はじめに

本論では、障害者（児）が、その障害を克服して社会的に自立生活していくためには、障害者（児）を取り巻く社会的環境とどのように関わっていったらよいかについて、障害者（児）自立問題と社会教育とのあり方を中心に考察する。そこで、先ず、先般発表された「障害者プラン」の基本である基本的考え方と地方公共団体への支援について記し、障害者（児）自立に向けての社会教育実践を考える上での参考としたい。

#### ○ 基本的考え方

国においては、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、その推進に努めているところであるが、この理念を踏まえつつ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- ① 地域で共に生活するために
- ② 社会的自立を促進するために
- ③ バリアフリー化を促進するために
- ④ 生活の質（QOL）の向上を目指して
- ⑤ 安全な暮らしを確保するために
- ⑥ 心のバリアを取り除くために
- ⑦ わが国にふさわしい国際協力・国際交流を

#### ○ 地方公共団体への支援

- (1) 本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。特に地方公共団体が地方単独事業で行う障害者にやさしいまちづくりや障害者の社会参加等のための施設整備、保健福祉マンパワー養成に関する事業に対して積極的な支援策を講ずる。
- (2) 市町村の施策の実施に当たって、障害者等の意見を適切に反映するため、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定と障害者及び障害者福祉事業に従事するメンバーを含む市町村の地方障害者施策推進協議会の設置等を促進する。
- (3) 本プランが都道府県・市町村の障害者計画へ適切に反映され、施策の計画的推進が図られるよう、計画策定手法の普及、計画づくりへの支援等を行う。なお、必要に応じ、複数の市町村による広域的な計画づくり等の取扱いについても検討する。

以上の「障害者プラン」の基本的考え方”の7項目のうち、「②社会的自立を促進するために」について「障害者プラン」では、「各施策分野の推進方向」として次のように示しているので付記する。「障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害の特性に応じたきめ細かい教育体制を確保すると

ともに、教育・福祉・雇用等各分野との連携により障害者がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加することができるような施策を展開する。」

社会教育における障害者（児）福祉問題は、以上述べたような状況下での実践ということになり、今後、より一層の障害者（児）当事者に対して良い結果を得よう努力して行かなければならない。

## I 障害者（児）対象の社会教育の必要性を考 える—社会教育と公民館の活動—

社会教育における障害者（児）関連の福祉教育は、障害者（児）の養護学校等の卒業後の障害者（児）に対するフォロー・アップとして欠かせないものである。何となれば障害者（児）が社会の風に当たり健常者とともに生活して行かなければならない状態になっているからである。このような状況下における障害者（児）関連の社会教育存在の意義は大きいものである。社会教育における障害者（児）を対象とする学級・講座は、辻浩の言うように養護学校や障害児学級の卒業生、福祉作業所の人々が中心となつて、長期の在宅障害者や障害をもたない青年もまき込んで展開されることが多いのである。

社会教育の実施に当たっての社会教育法は、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進をめざすものである。社会教育法の制定に深くかかわった寺中作雄が「公民館が実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うことを使命としているという意味は公民館における教育が観念の論理や形式に拘泥した教

育ではなく、むしろ職業教育、産業教育、生活教育の如き郷土生活に最も必要な教育を実施して究極的には産業の振興や経済生活の充実を目的としていることを暗示しているのである。」としている。

公民館活動の推進に当たっては、何といつても地域住民の社会福祉に対する関心と理解がなければならないし、福祉活動に対する協力がなければならないのである。大橋謙策は、この点を解決するために障害者や高齢者の社会教育活動を活発にすることであると主張している。その実践例として、東京都中野区、大田区のように在宅障害者への社会訪問学級の実施などの、かつて養護学校義務設置化の過程で暫定的な対策としてとられた訪問学級の実践を社会教育の分野においても適用し、障害者（児）の学習・文化・スポーツ活動を積極的に保障しようとしていく動きもあると述べている。また、日本社会事業大学大橋研究室では、全国の区および市のレベルの社会教育行政において、障害者の社会教育行政が、国際障害者年（1981年）の前後（1980・1986年）でどのように変化したかについて時系的比較調査を行ったことに言及し、残念ながら、この2つの調査からみる限りは、社会教育行政における障害者の社会教育活動は国際障害者年をふまえて進んだとはいいがたい、としている。そして“この調査を通していえることは、相変らず障害者の問題は社会福祉行政の範疇としてとらえ、社会教育行政の範疇として、その学習・文化・スポーツ活動を積極的に推進しようとしていないことである。そこには障害者を特別視している認識がまだ色濃く残っている1970年に制定された心身障害者対策基本法が第25条で「国及び地方公共団体は、心身障

害者の文化的意欲を満たし、若しくは心身障害者に文化的意欲を起こさせ、又は心身障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行なうことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備・文化・スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」と規定していること、また同法第26条で「国及び地方公共団体は、国民が心身障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない」と規定していることを、社会教育行政関係者は肝に命じておかなければならない。

障害者の問題は決して障害者だけの問題ではない。それは、老人問題と深くかかわり、子ども、妊産婦の問題でもある。それだけに、国民の障害者観を是正し、障害者も地域で家族と友人とともに生き、障害者といわゆる健常者とが一緒に暮らせることこそノーマルな社会であるというノーマライゼーションの思想の定着が必要である。それには、多様な方法が考えられるが、その1つとして障害者の社会教育活動を推進することである。”と述べ、公民館活動における障害者（児）福祉対策の必要性を強調している点に賛意を表したい。

公民館活動について列挙すれば、社会教育法第22条によると次のようになる。

- (1) 青年学級の実施
- (2) 定期講座の開設
- (3) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会の開催
- (4) 図書、記録、模型、資料の収集と利用の促進
- (5) 体育・レクリエーションの大会の開催
- (6) 各種団体・機関との連絡

(7) 住民の集会その他公共的利用への施設提供であり、さらに公民館報発行・専門部の活動等も挙げられる。

しかし、辻浩は、現在、これらの事業が相互に関連づけられて活動していない、として、かつて提唱された「公民館三階建論」という福祉教育を核にした公民館活動の事例を挙げている。また、日本社会事業大学障害者社会教育研究会（日本社会事業大学社会教育研究室）における「社会教育行政における障害者の学習・文化・スポーツ活動の実態」および「社会教育行政における障害者教育の実態」の調査について辻浩は“1980年に実施された「社会教育行政における障害者教育の実態調査」をもとに、障害者の社会教育と公民館の教育条件整備の関連をみてみる。障害者を対象にする事業の必要性を認めながらもそれを実施できない理由として、「施設・設備がない（28.3%）」、「職員不足（24.2%）」、「住民の要求がない（16.5%）」、「予算がない（11.6%）」、「その他（18.2%）」があげられている。また、障害者を対象にした事業を実施している市の施設では、1館当たり3.48の障害者用設備（ここでいう障害者用設備とは、障害者用トイレ、障害者用エレベーター、手すり、スロープ、点字板、点字ブロック、自動ドア、リフト、車椅子、送迎バス、その他である。）があり、全体の1館当たり1.80に較べほぼ2倍の設備をもっている。たしかに、障害者が公民館を利用するかどうか、障害者用設備の有無が関係しているのである。しかし同時に、障害者を対象にした事業を実施した施設のうち30%は障害者用トイレをもたないものであり、物的条件を補う職員の役割も大きいことがわかる。すなわち、最初から設備の揃った状態で実践が始

められるのではなく、「当初はトイレもなく職員がその度に近くの学校まで背負っていったのが、障害者自身の切実な声としてトイレ設置要求がおこり、設置が実現したなどというのがほとんど」であることを知らなければならない。”と意見を披瀝している。この調査については「新海英行・小川利夫編 新社会教育講義」（大空社 1991。P303～304）においても採り上げられている。

ここでは、障害者対象福祉教育事業における教育設備整備の問題の他、

- ① 事業開催の動機—「障害者の学習権保障の場」・「国際障害者年を契機に」
- ② 開催目的—「交流・仲間づくり」・「生活に必要な知識・技能の習得」
- ③ 事業内容—集団の保障、生活技術の獲得に関するもの多し
- ④ 開催曜日—日曜日が多く約6割、時間帯は、午後が4割
- ⑤ 開催回数—一月1～2回以上、年間11～15回多し
- ⑥ 対象障害—1960年代—「精神発達遅滞」が多い  
1970年代—複数障害「視覚障害・聴覚障害・肢体不自由」が多い
- ⑦ 開催場所—公民館・社会教育会館が4割多し
- ⑧ 指導体制—専門的技術指導の出来る講師の比重が増加
- ⑨ 送迎援助—制度化2割
- ⑩ 一般市民対象事業への障害者参加—3割の市区
- ⑪ 一般事業での障害者問題の取扱—3割の市区

などに注目している。

以上の日本社会事業大学障害者社会教育研究会（日本社会事業大学社会教育研究室）のアンケート調査は、注目に値するものであり、今後のフォロー調査の必要を感じる。

## II 長野県・長野市の社会教育行政と障害者（児）問題

Iでも述べたように社会教育における障害者（児）福祉についての活動の存在自体、現実には、非常に困難な状況である。しかし、この実態を打破していくためには、地域住民の意識の問題に多分に依存される所である。社会教育活動の主要な場面である公民館活動にあっては、地域住民の意識の如何によって社会教育活動が左右されるものである。地域住民の学習意欲をどのように取り上げ公民館活動に繋げていくかは、これらの公民館活動にあって重要なものである。従って、この地域住民が望んでいる学習意欲の掘り起こしをし、どのように適格に調査結果を生かしていくかが問題となってくる。

そこで、公民館活動の先駆的地域として考えられる長野県の例を次に挙げ、長野県下の公民館活動について障害者（児）福祉の観点から社会教育のあり方を考察する。その糸口として次に長野県教育委員会生涯学習課主管の施策のポイントを観ることとする。

### ● 社会教育の振興

ア 現代的課題にかかる、適切な学習機会を提供するため、生涯学習推進センターにおいて一般県民を対象とした「現代教養セミナー」を開設する。

イ 学校週5日制に対応し、地域における児童・生徒の学校外活動の場や機会を充実す

るため、「ウィークエンド・サークル活動推進事業」を実施する。

ウ 家庭の教育力の向上を図り、乳幼児期から青少年期までの家庭教育を支援するため、「家庭教育充実事業」を実施する。

エ 視聴覚教育メディアの効果的な利用促進を図るため、生涯学習推進センターにおいて研修を行うとともに、市町村の学級・講座のプログラムの立案を支援するため、学習プログラムの開発研究を行う。

#### ● 学校教育との融合

ア 短期大学、専修学校、高等学校の教育機能や施設を開放し、「県民カルチャー」を開設する。

イ 不登校児童生徒を含めた小中学生を対象に自然体験や共同宿泊体験等を通じて自主性や主体性を育み、学校生活への復帰を支援する「ふれあい自然体験活動推進事業」を充実する。

以上の長野県教育委員会生涯学習課主管の施策には、当然、時代の趨勢にマッチした社会教育関係者の研修も必要となってくるのである。このような施策によって社会教育関係者の研修などのための施設が、1996年4月1日「長野県総合教育センター」と「長野県生涯学習推進センター」として長野県塩尻市にオープンしたのである。「長野県総合教育センター」は、従来の教育センター（松本市）と産業教育センター（長野市）を統合したものであり、「長野県生涯学習推進センター」は、新設されたものである。「長野県生涯学習推進センター」は情報提供、社会教育関係者の研修、学習環境づくりのための調査や研究という事業を柱としている。特に「生涯学習」は、まちづくりに繋がるものとし

て地元の期待は大きいようである。

しかし、養護学校等を修了した青年期をむかえる障害者（児）のフォロー・アップが障害者（児）の社会的自立に当たっては、絶対不可欠なことであるが、このような障害者（児）に対しての社会的支援として社会教育行政の意味は、今後、増大すると思うものであり、その側面からは、未だ不十分であると言わなければならない。

長野県においては、長野県教育委員会生涯学習課が行政として主たる業務を実施している。この業務の生涯学習推進プロジェクトの概要によると、平成8年度生涯学習推進19プロジェクト体系として次の形態となっている。

#### ● 学ぶ場の充実を（あらゆる教育機能の活性化）

1 たくましい子どもたちを（学校教育の振興）

★2 生涯にわたり学ぶ力を（学校教育の充実）

★3 様々な課題に対処して（社会教育の充実）

4 職業生活をより豊かに（企業内教育の振興）

★5 社会の変化に即応して（職業訓練、職業教育の充実）

6 学習の目的に応じて（団体活動と民間教育事業の振興）

#### ● 活力のある日々を（多様な学習活動の活性化）

1 いつまでも元気で（健康づくりの推進）

★2 スポーツのあるくらしを（スポーツ活動の振興）

3 情操を養い、感性を高めて（芸術、文化活動の振興）

★4 日常感覚で交流（国際交流の推進）

★5 お互いに認め合い（人権意識の高揚）

★6 共に学び、育つ（ボランティア活動の振興）

★7 あなたの地域に個性を（生涯学習による地域づくりの促進）

● まなびの手助けを（生涯学習の推進体制の整備）

★1 いつ、どこで、なにが（学習情報の提供体制の整備）

2 希望に合わせて（学習相談活動の充実）

★3 県民がみな講師（指導者の充実）

★4 多様な施設で（生涯学習関連施設の整備充実）

5 学んだ成果を社会に（学習成果の評価と活用場の確保）

6 学習活動を総合的に支援（生涯学習を総合的に推進する県の拠点の整備）

（★印は、筆者が障害者（児）福祉のための社会教育が可能と考えたプロジェクト）

★印のプロジェクトについては、もっと掘り下げて障害者（児）福祉対策事項を盛り込んでいくことが考えられる。

養護学校等の特殊教育諸学校での障害者（児）の進路指導に当たって、養護学校等の特殊教育修了後の障害者（児）の高等教育には、現状では可成りの無理があり結局のところ社会教育によるところが大であるとする。

以上は、長野県の段階であるが、長野市における障害者（児）対策の現状は、どうであろうか。長野市では、次のような施策の推進に努めている。

### 1. 障害児保育

① 統合保育及び交流保育等を通じて、障害をもたない児童に、思いやりと助け合いの

心を育てる福祉教育を推進する。

### 2. 学校教育

① 障害児に対する理解を深めるため、交流教育を実施するとともに、障害をもたない児童に、思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育を推進する。

② 学習障害児に対する教職員の理解を深めていく。

### 3. 社会教育

① 生涯学習として、公民館等の学級、講座等の情報提供を積極的に行い、障害者の参加を促進する。（下線部分筆者）

② 障害の要因及び障害者の状況等を啓蒙し、市民の思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育を推進する。（下線部分筆者）

また、これらの施策についての事業として前年度からの継続事業として次のように提示している。

#### 1. 障害児保育

- ・施設及び指導内容の充実
- ・保母及び職員の研修活動
- ・関係機関との連携強化
- ・陣容児保育事業 ・交流保育事業

#### 2. 学校教育

- ・障害児の適正な就学 ・教育相談室（教育センター）の拡充強化
- ・特殊学級の質的向上のための、学校体制の確立と特殊学級の適性配置
- ・障害児に対する理解を深めるための、交流教育の推進

#### 3. 社会教育

- ・国際障害者年の意義を深めるとともに、歴史と現状についての学習促進
- ・障害者との交流の促進（下線部分筆者）

- ・障害の要因となる公害（食品・薬品）の予防学習
- ・継続的な手話講習会（下線部分筆者）
- ・障害者の介護方法についての学習会の開催（下線部分筆者）

「障害者教育」においては、障害者（児）が発達していく段階毎にそれぞれの対応がなされなければならないのであるが、障害者（児）の自立に最も大切な最も影響が大きい段階は、教育としては「社会教育」の段階である。障害者（児）が生きがいのある生活をするためには、障害者（児）が容易に参加できる、健常者市民と同等の生涯教育の機会が確保されることであり、健常者も障害者（児）の人格を尊重し障害を正しく理解できるよう、公民館の学級・講座等の場で福祉教育を学んでいくことが、障害者（児）の雇用促進、所得の保障へと繋がっていくものである。

そこで障害者（児）の現実的要求について、最も障害者（児）の一般的な例として、身体障害者にスポットを当て、長野市身体障害者福祉協会の要求を観ることとする。長野市身体障害者福祉協会は、平成6年3月、法人化がなされ、社会福祉法人長野市身体障害者福祉協会となり、より強固な組織化がなされたのである。この長野市身体障害者福祉協会は、先般（平成7年11月23日）、第27回福祉大会として、大会宣言と決議がなされた。この第27回長野市身体障害者福祉大会における決議のうち、長野市の身体障害者の要求には、障害者（児）が社会教育に積極的に参加したいという意思の現れがある。障害者（児）に対する健常者の協力の必要が感じられる。

このような長野市身体障害者福祉協会の現況

に対し、長野市教育委員会は、「社会教育の重点」として例示項目を上げ、ボランティア活動をはじめ各種の活動による社会的道徳性・地域連帯性の精神を高め、家庭教育・学校教育・社会教育の有機的連携を図っていくことを強調している。しかし、障害者（児）福祉に対する具体的施策は見当たらないのである。

長野市における社会教育行政としての障害者問題の実態についての調査を、先般（平成8年6月14日長野市社会教育課に依頼回答受理—平成6・7年度実施分調査—調査資料省略）、長野市に依頼した結果、10年前・15年前の日本社会事業大学における調査の水準より進展していないのであり、残念なことである。

ただ、設問「長野市の今後の社会教育行政における障害者教育（学習権保障）に関する計画について」の回答に検討中である、としており、一般講座に参加することができるよう施設整備・人的整備等の実施をしたい、としていることが「救い」である。

### Ⅲ 社会教育の法的意義

I及びIIにおいて社会教育の実施に当たっての障害者（児）福祉問題を先人の研究をまじえて考察してきたのであるが、結局、現状の社会教育実施面での障害者（児）関連事項の取り扱いについては、なかなか満足の得られるものと言えないものではない。

そこで、社会教育法の法的意義について現行の社会教育法に基づいて考察する。社会教育法は、昭和24年6月、社会教育に関する国および地方公共団体の任務を明らかにすることを目的として、日本ではじめて社会教育行政に法的根拠を与えた法律として制定されたものである。

そして、この社会教育法は、日本国憲法及び教育基本法に基づいて国民の教育を受ける権利をひろく学校教育以外の場面でも保障していくものである。すなわち、社会教育法第1条において、この法律の目的では「この法律は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」として教育基本法の精神を受けての法律であることを明記している。それは、教育基本法前文および第7条によっているものである。

教育基本法前文は「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい、日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」と述べ、福祉の側面も教育に必要である旨を示している。

また、教育基本法第7条では、社会教育として「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」として社会教育の奨励を唱えている。さらに教育基本法第3条においては、教育の機会均等を明示している。すなわち「すべて国民は、ひと

しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」というものである。

以上の各諸点を踏まえて社会教育法は制定されたものであり、このことは社会教育法を運用解釈していく時、常に考慮していく点でもある。具体的には、市町村の教育行政機関である教育委員会の行うべき社会教育の事項を規定している社会教育法第5条に示されている。その概略を示すならば、概ね次の通りである。

- ① 地域住民の社会教育活動に対して必要な援助・奨励をすること。
- ② みずから社会教育を実施すること。
- ③ 公民館、図書館、博物館、青年の家などの社会教育施設を設置・管理すること。
- ④ 管内の社会教育活動に関する調査をすること。

社会教育行政の実施に当たっては、本来、国、都道府県、市町村がそれぞれ担当するものではあるが、実際には市町村教育委員会が中心的立場にあり、地域の実情と特性に応じた社会教育を推進して人々の日常生活からの要請に直接応えるものでなければならないのである。

社会教育の振興は、二段構えで行われるとされている。すなわち、社会教育の振興は、第一次的には民間で行う社会教育であり、第二次的には役所で行う社会教育行政である。社会教育は国民のひとりひとりの周囲できめこまかく行われなければならないため、どうしても民間で



行うものが中心となり、役所で行うものは補助的な位置を占める。そうした状況下で総じて、民間の社会教育にあっては指導者の不足が痛感されている。ボランティアと呼ばれる有志指導者の充実が、どの地域でもどの職場でも期待されているのである。

国際連合教育科学文化機関総会の「成人教育の発展に関する勧告」(昭和52年11月30日)によると、Ⅲ項の成人教育の内容として「身体的又は精神的障害者については、成人教育活動は、特に、その障害によって損われ又は失われた身体的又は精神的能力を回復し又は補うため並びにこれらの者が知識及び技能並びに、必要な場合には、社会生活及びそれぞれの障害に応じた職業生活を送るために必要な職業資格を取得し得るようにするため、意図されるべきである。」と述べ、社会教育における障害者問題のあり方を示唆している。

また「教育改革に関する第三次答申(昭和62年4月1日)」が臨時教育審議会によってなされた。ここでは「地域におけるボランティア活動など自発的学習活動の充実を目指して、専門的な知識や技術の習得を希望する人々に研修プログラムを準備する。」として地域ボランティア活動の重要性を答申している。さらに社会教育審議会で、昭和61年12月3日、「社会教育施設におけるボランティア活動について(報告)」としてボランティア活動の活性化のために社会教育施設が努力していく必要をのべている。社会教育施設の中にはボランティア活動を受け入れることに、ともすれば消極的になりがちなところも見受けられるとして、その要因は「①社会教育施設の運営は施設職員自らが外部の力を借りずに自力で行うべきであると考えているこ

と、②ボランティアを受け入れることにより、そのための準備や世話に忙殺され勤務過重になると思っていること、③ボランティアを受け入れてもどのような活動をさせてよいかかわからないこと、④ボランティア活動の希望者が、どの程度いるか把握していないこと等が考えられる。」にあると示している。このような阻害要因を取り除いていく努力が必要となってくる。「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(答申)」においても、生涯学習審議会が平成4年7月29日、ボランティア活動の支援・推進に向けての課題を提示している。ここでは、ボランティア活動に関する基礎的な理解と社会参加の精神を培う学習を家庭、企業、学校教育、社会教育を通して充実させる必要があるとしている。平成4年2月26日、青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議による「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について(審議のまとめ)」が出された。この「審議のまとめ」の中でも青少年のボランティア活動の充実について述べられている。

以上、社会教育審議会等の様々な勧告・答申・報告等によって示されるように社会教育法の解釈運用について、多くの注文があるのである。障害者(児)に対するあらゆる差別の撤廃のために学校教育・家庭教育のみならず、より一層社会教育の面でボランティア活動などの充実を含め、鋭意、努力していく必要がある。

前にも記したように障害者(児)福祉関連の社会教育実践具体的事例集でも、福祉と行政の狭間にあって、なかなか軌道に乗っているとは言えないところである。しかし、大阪・門真市における「門真市新総合計画中社会教育計画の策定にあたって(答申)」のように障害者(児)

差別問題と共通する差別問題をもつ同和問題を取りあげているように今後これを機会に障害者(児)福祉問題に発展していくことを期待するものである。

#### IV 全体的考察 — むすびに代えて —

時代とともに障害者(児)対策も進展、改善されていくことは、確かである。国際的な取り決めによって、日本の障害者(児)対策の行政が変化し、県の行政に改善がみられ、市政に反映されてくるという、トップ・ダウン方式が日本的である。この点を打破して、ボトム・アップによる当事者主体としての障害者(児)の問題をとらえ、地域住民との横断的発想と相互協力による社会教育行政によって、障害者(児)福祉に向けたより一層の社会教育の事業の充実を目指していく必要がある。

#### 注

- 1 小川俊夫・大橋謙策編  
シリーズ福祉教育5 社会教育の福祉教育  
実践 光生館 1987。(P56)
- 2 小川俊夫・大橋謙策編  
シリーズ福祉教育5 社会教育の福祉教育  
実践 光生館 1987。(P40~41)
- 3 小川俊夫・大橋謙策編  
シリーズ福祉教育5 社会教育の福祉教育  
実践 光生館 1987。(P58~61)
- 4 長野市身体障害者福祉協会  
幸せ 第100号  
長野市身体障害者福祉協会 1996。(P2)  
「★決議  
市内身体障害者全員の生活安定と福祉の  
充実を熱望するわれわれは、本日第二十七

回身体障害者福祉大会で次の事項を決議し、その実現を期する。

#### 一、「第二次障害者対策に関する長期行動計画」の完全実施

- 一、パラリンピックの完全準備の推進
- 一、身体障害者の民間企業での雇傭促進
- 一、障害者の所得制度の確立
- 一、国税、地方税の障害者控除の大幅引き上げ
- 一、JR、旅客鉄道各社の特急、急行、座席指定、寝台料金等の割引き実現と、距離制限の撤廃
- 一、身体障害者が社会参加しやすいよう、やさしいまちづくりの積極的推進
- 一、学校教育の中で福祉教育の推進
- 一、長野市公共施設の入場料の免除
- 一、長野市障害者福祉センターの増築
- 一、視覚障害者の三療業の職場確保と新職業の開発促進
- 一、誘導点字ブロック上にある障害物の排除
- 一、重度障害者に対する福祉タクシー券の交付
- 一、視覚障害者老人ホームを松代尚和寮併設
- 一、行政並びに金融機関での点字化と通帳の導入促進
- 一、ガイドヘルパーのネット化
- 一、盲導犬に対する理解促進
- 一、公共施設に音声標識ガイドシステムの設置並びにシグナルエイドの貸与
- 一、重度障害者に音声消化器の貸与
- 一、公共施設などの階段に目印をし駅並びにバス時刻表文字を大きくするとともに

バス停前での行き先案内の徹底

一、視覚障害者の情報提供ライブラリー事業と、ビデオカセット貸出事業を市障害者福祉センターに設置

一、協会の開催する会議及び行事に対し手話通訳の派遣

以上決議する。

平成七年十一月二十三日

第二七回長野市身体障害者福祉大会（文中下線部分筆者）」

5 福原匡彦著 改訂社会教育法解説 財全日本社会教育連合会 1992。（P25～）

6 財全日本社会教育連合会 社会教育に関する答申集Ⅱ 財全日本社会教育連合会 1979。（P199）

7 財全日本社会教育連合会 社会教育に関する答申集Ⅳ 財全日本社会教育連合会 1988。（P75）

8 財全日本社会教育連合会 社会教育に関する答申集Ⅳ 財全日本社会教育連合会 1988。（P147～148）

9 財全日本社会教育連合会 社会教育に関する答申集Ⅴ 財全日本社会教育連合会 1994。（P112～113）

●ボランティア活動の支援・推進に向けての課題

① ボランティア活動をめぐる社会的文化的風土づくり

② ボランティア層の拡大と活動の場の開発

③ 情報の提供と相談体制の整備充実、連携・協力の推進

④ 事故等への対応と過剰な負担の軽減のための支援

⑤ 企業における課題

10 財全日本社会教育連合会 社会教育に関する答申集Ⅴ 財全日本社会教育連合会 1994。（P178～179）

「我が国においては、一般にボランティア活動の意義に対する認識が不十分との指摘があり、子どもが発達段階に応じてこのような活動の経験を持てるよう配慮することは、主体的な社会参加の意欲を養う上でも、高齢化の急速な進展等の社会変化の中で今後求められる社会的態度を身につける上でも、ますます重要になってくる。

このため、地域活動や団体活動のプログラムの中に、子ども達が親しみやすい形で、環境美化、福祉施設への訪問等の奉仕活動を積極的に取り入れたり、それぞれの地域において「ボランティア活動の日」を設定するなど、ボランティア活動に対する参加の機会の促進や意識の啓発を図っていくことが必要である。」

11 社団法人全日本社会教育連合会 社会教育委員活動事例集Ⅶ  
財団法人全日本社会教育連合会 1991。（P98～99）

「社会同和教育の推進

憲法は人々の基本的人権の尊重をうたい、世界人権宣言の精神は世界各国の施策の基本に据えられています。

しかし、今日なお差別事象が後を絶たない実態のなかで、その解決は国民的課題であり、焦眉の急といえます。

差別解消に果たす教育の役割は極めて大きいといえます。

社会教育の全ての領域において、行政、

教育施設、団体、企業とが相互の連携を密に、人権擁護のための総合的啓発に努める必要があります。

市民に対する啓発には、講演主体の従来形態に加えてメディアを活用し、感性に訴えるなど、方法に改善を加えることも必要であります。

今後、「ともに生きる社会」の実現をめざし、あらゆる場所、機会を通じての啓発活動を推進させるとともに、啓発コーナーの設置、読みやすくわかりやすい身近な啓発冊子の提供等の活動を日常的に展開されることが求められます。そのための援助や条件整備が必要であります。」